

関厚発0804第18号  
令和2年8月4日

各国公立大学長 殿  
各国私立短期大学長 殿  
各専修学校長 殿

厚生労働省関東信越厚生局長  
(公 印 省 略)

「学生納付特例事務法人制度」への協力依頼について

日頃より、学生等に対する国民年金制度の周知・広報に格段の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、既に御承知のとおり、日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の方は、国民年金に加入し保険料を納めることが義務付けられておりますが、学生である期間の国民年金保険料を納めることが難しいときは「学生納付特例制度」があります。

「学生納付特例制度」は、修業年限が1年以上の課程に在学している学生等の方であれば、御本人からの申請に基づき、保険料の納付が猶予され、その後10年以内に猶予された期間の保険料を納付することで将来受け取る年金額に反映することができます。また、万が一の病気や日常生活及びサークル活動中などの事故によるけがで障害が残った場合に、障害基礎年金を受給することができます。

本制度の承認を受けるためには、学生等である被保険者御本人が、住所地の市(区)町村窓口において申請を行っていただく必要がありますが、申請漏れにより障害基礎年金を受給できない場合があります。

そこで、通学する大学等を通じて申請することができる「学生納付特例事務法人制度」が設けられています。大学等が事務法人の指定を受ければ、学生等が市(区)町村窓口へ赴く必要もなくなるとともに、申請の際に必要な在学証明書の提出も不要となるなど、学生等の利便性は向上します。

「学生納付特例事務法人制度」につきましては、文部科学省においても御協力をいただいているところであり、「学生納付特例事務法人制度」の指定を受けていない大学・学校におかれましては、学生等の方の年金受給権確保を図る観点から、本制度への申出について御協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、「学生納付特例事務法人制度」の申請は、事務を行う旨の申出書を法人等の主たる事務所の所在地を管轄する日本年金機構南関東地域第一部又は北関東・信越地域第一部を経由して、関東信越厚生局長あてに御提出いただくことになります。

申出書用紙の送付希望や本制度への御質問につきましては、下記問い合わせ先へご連絡いただきますようお願い申し上げます。

※当局年金調整課のホームページに申出書用紙等や事務法人制度に指定されている学校一覧等を掲載しておりますので御参照いただければと思います。

関東信越厚生局 HP アドレス

[https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/gyomu/bu\\_ka/nenkin\\_chosei/gakuseinofu.html](https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/gyomu/bu_ka/nenkin_chosei/gakuseinofu.html)

### 【問い合わせ先】

法人の主たる事務所の所在地を管轄する厚生(支)局及び日本年金機構になりますので、別紙を参照してください。

### (参考)

※同封しましたリーフレット等（日本年金機構作成）

1. 「学生の方が安心して学校生活を送れるようにするためのお願い／学生納付特例事務法人制度のご協力をお願いします」
2. 「国民年金保険料の納付が猶予される学生納付特例制度のポイント（令和2年度版）」
3. 「20歳になったら国民年金（令和2年度版）」

\*上記2、3のリーフレットは、日本年金機構のホームページに掲載しておりますので、必要に応じて学生の方への周知等にご活用ください。

日本年金機構 HP アドレス <https://www.nenkin.go.jp/pamphlet/seido-shikumi.html>

学生の方が安心して学校生活を送れるようにするためのお願い

# 学生納付特例事務法人制度の ご協力をお願いします

## 👉 学生納付特例制度

日本年金機構では、所得のない学生の方が、万が一の病気やケガで障害を負ってしまった場合でも保障が受けられるよう、ご本人の申請により保険料の納付が猶予され、障害や死亡に備えられる学生納付特例制度の普及、推進に努めております。

(障害基礎年金は、講義中やサークル活動中などの事故によるケガにも対応しております)

## 👉 学生納付特例事務法人制度のお願い

この学生納付特例制度について、学生の方がより手続きをやすくする観点から、大学等教育施設が学生の委託を受けて、申請の代行ができるようにしております。  
(学生納付特例事務法人制度)

大学等教育施設におかれましては、学生の方が安心して学校生活を送れるよう、学生納付特例申請の代行のご協力をお願いいたします。

※ 大学等教育施設・・・大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校  
(修業年限が1年以上の課程に在学している方に限ります)

## 学生納付特例事務法人制度の流れ

### 「国民年金保険料 学生納付特例申 請書」の受付

- 学生等からご提出いただいた「国民年金保険料学生納付特例申請書」(以下、「申請書」)について必要事項が記載されているか、添付書類がそろっているか確認※し、「申請書」及び「申請書」に添付されている「本人控」に受付印を押印します。
- 押印した「本人控」については本人にお渡しします。

### 国民年金保険料 学生納付特例申 請の代行

- 受付した「申請書」について、管轄の日本年金機構事務センター(以下「事務センター」)に提出します。  
(事務センターで受付後、審査の結果を事務センターから直接ご本人あてに送付します)

### 事務手数料の 支払い

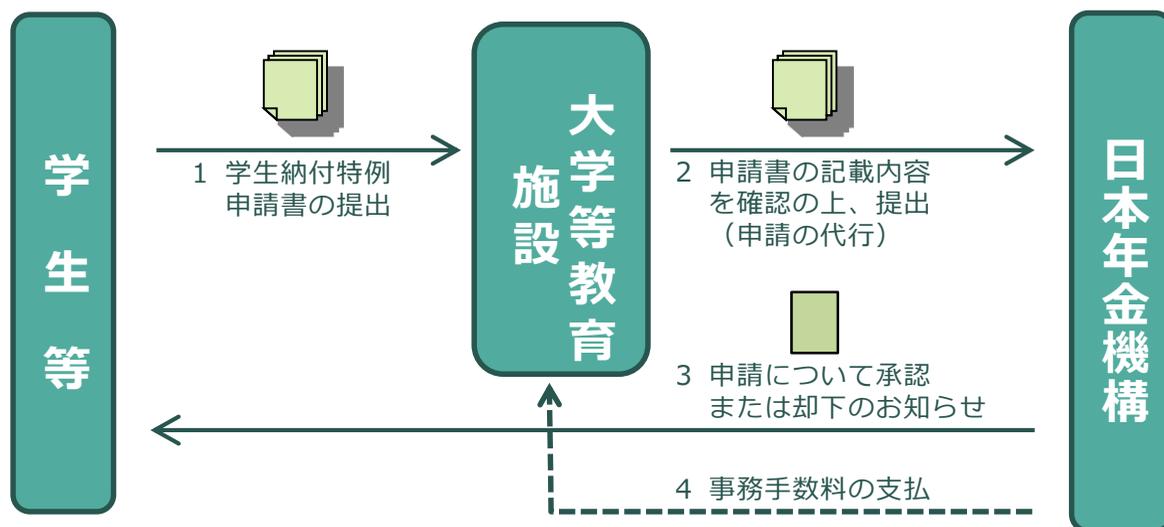
- 大学等教育施設からの報告に基づき、日本年金機構は大学等教育施設に対して代行していただいた事務手数料を支払います。  
(1件当たり単価500円)

### 周知

- オリエンテーション等の機会を活用し、在学する学生等に対して代行事務を行っていることを周知します。
- また、可能な範囲で国民年金の制度について周知を行います。

※ 申請書にマイナンバー(個人番号)が記載されていた場合は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)」第16条に基づき、本人確認の措置(番号確認、身元(実存)確認)を実施します。

## 代行事務の流れの概略図



## 学生納付特例申請の代行事務にご協力いただける場合

- 学生納付特例の代行事務にご協力いただける場合、大学等教育施設の所在地の管轄の日本年金機構本部地域部（以下「機構本部地域部」）に申し込みをしていただくこととなります。  
（大学等の所在地が複数箇所にあつた場合は、主たる所在地を管轄する機構本部地域部が管轄となります）
- 申し込み後、機構本部地域部とその管轄の厚生局にて審査を行い、その結果をお知らせするとともに、機構本部地域部と代行事務を行うことについての契約を結んでいただきます。
- 代行事務に必要な事務を定めた取扱要領や、学生等の方への周知用の資料については、日本年金機構側から提供いたします。

**学生の方の年金権確保について、ぜひご協力をお願いいたします！**

※ ご協力いただける場合のお手続きや代行事務の詳細につきましては、管轄の「機構本部地域部」までお問い合わせください。

20歳以上の学生の方へ

国民年金保険料の納付が猶予される

# 学生納付特例制度の ポイント

令和2年度版

ポイント1 学生納付特例制度はどんな制度？

ポイント2 手続きはどうするの？

ポイント3 手続きをしないとどうなるの？

ポイント4 承認された場合、将来受け取る年金はどうなるの？

## ポイント1 学生納付特例制度はどんな制度？

### ●前年所得が基準以下の学生を対象とした、国民年金保険料の納付が猶予される制度です

保険料を納められないときは、未納のまま放置せず学生納付特例を申請しましょう。

#### ◎学生納付特例制度のメリット

- ・ 老齢基礎年金を受け取るために必要な期間(受給資格期間)に算入されます。
- ・ 病気やけがで障害が残ったときに障害基礎年金を受け取ることができます。

### ●対象になる方

大学(大学院)、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校<sup>※</sup>に在籍する学生等で、ご本人の前年所得が基準以下の方です。

※学校教育法で規定されている修業年限が1年以上の課程のある学校

＜前年所得のめやす＞ 

118万円
-------

 + 

扶養親族等の数×38万円
--------------

 で計算した額以下

## ポイント2 手続きはどうするの？

### ●申請の流れ

#### 1 申請書の入手

申請書は、市(区)役所または町村役場の国民年金窓口や年金事務所、日本年金機構ホームページで入手できます。

#### 2 申請書の記入

記入例を参考に申請書にご記入ください。

#### 3 申請書を提出

提出先は、住民票を登録している市(区)役所または町村役場の国民年金窓口です。申請の際には、学生証などの学生であることを証明するものが必要です。

#### 4 審査結果の確認

申請後、日本年金機構から「承認通知書」または「却下通知書」が届きます。

- (1) 「承認通知書」が届いた場合、承認期間は4月～翌年3月の1年間となります。すでに保険料を納められた月分は、学生納付特例の期間にはなりません。
- (2) 「却下通知書」が届いた場合、保険料を納付する必要があります。

#### \*注意事項

令和2年4月分から翌年3月分までの期間の申請は、令和2年4月から2年後の5月末までになります。申請時点の2年1カ月前の月分まで遡って申請することができますが、申請が遅くなると、申請日前に生じた不慮の事故や病気による障害について、年金を受け取ることができなくなることがありますので、すみやかに申請してください。

### ポイント3

## 手続きをしないとどうなるの？

### ●万一のことが起こったときに、年金が受け取れなくなります

年金は、老後に受け取るだけではありません。

万一、病気やけがで障害が残ったときに、保険料を納めていなかったり、学生納付特例の手続きを行わないまま保険料を納めずにいたりすると、障害基礎年金が受け取れなくなる可能性があります。

障害基礎  
年金

令和2年度  
(年額) 977,125円(1級)  
781,700円(2級)

※障害等級は、身体障害者手帳の等級ではなく、国民年金法に定められている等級です。  
※国民年金加入中の病気やけがで、一定の障害状態にある間は、障害基礎年金を受け取れます。

### ポイント4

## 承認された場合、将来受け取る年金はどうなるの？

### ●将来受け取る年金の受給資格期間には算入されます ただし、年金額には反映されません

「納付」「学生納付特例」「未納」はこのように違います

	老齢基礎年金		障害基礎年金(注) 遺族基礎年金
	受給資格期間への算入	年金額への反映	受給資格期間への算入
納付	○	○	○
学生納付特例	○	×	○
未納	×	×	×

(注) 障害基礎年金および遺族基礎年金を受け取るためには一定の要件があります。

学生納付特例の承認を受けた期間があると、保険料を全額納付したときに比べ、将来受け取る老齢基礎年金額が少なくなります。

承認を受けた期間の保険料は、10年以内であれば、あとから納めること(追納)ができます。

ただし、承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に追納する場合、承認当時の保険料に経過期間に応じた加算額がプラスされます。

その他、詳細は年金事務所または日本年金機構のホームページでご確認ください。

# 学生納付特例制度を利用しない場合は？

## ●保険料は、まとめて納める「前納」がお得です

前納（前払い）すると、保険料が割引になりお得です。また、口座振替、クレジットカード納付は、申し込みが必要です。詳しくは、お早めにお近くの年金事務所にお問い合わせください。

\* 令和2年度保険料額

納付方法		1カ月分	6カ月分	1年分	2年分
月々支払の場合の納付方法		16,540円	99,240円	198,480円	397,800円 <sup>(注)</sup>
前納	現金・クレジットカード支払 (割引額)	/	98,430円 (810円)	194,960円 (3,520円)	383,210円 (14,590円)
	口座振替 (割引額)		16,490円 (50円)	98,110円 (1,130円)	194,320円 (4,160円)

(注) 令和2年度保険料16,540円の12カ月分と令和3年度保険料16,610円の12カ月分の合計です。

# 産前産後期間の保険料免除制度があります

国民年金第1号被保険者の期間を対象とした産前産後期間の保険料免除制度が平成31年4月から開始されました。産前産後免除の期間は年金を受けるための期間として計算されるうえ、老齢基礎年金額に満額が反映されます。

# あなたの年金 簡単便利な ねんきんネットで！

- 24時間いつでもどこでも、パソコンやスマートフォンで、最新の年金加入記録を確認できます！
  - ・ 国民年金を納めた後に、納付の月数が増えたことを確認してみませんか？
  - ・ 会社に就職後、厚生年金の加入を確認してみませんか？
- 将来受け取る年金の見込額をさまざまな条件に応じて試算できます！

スマートフォンでの  
ご利用登録は、こちらから



年金手帳があれば登録はカンタン！  
詳しくはWEBで!!

[https://www.nenkin.go.jp/n\\_net/](https://www.nenkin.go.jp/n_net/)



# 20歳になったら国民年金

- ・20歳以上60歳未満の学生・農林漁業者・自営業者・無職の方等（国民年金第1号被保険者）は、国民年金に加入することが義務づけられています。
- ・20歳になった方には、日本年金機構から、「国民年金加入のお知らせ」や納付書等により、国民年金に加入したことをお知らせします。
- ・公的年金制度は、老後や障害を負ったときに、働いている世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。
- ・若いときに公的年金制度に加入して、保険料を納め続けることで、老後や、病気やケガで障害が残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、年金を受け取ることができます。
- ・原則として、保険料を納めなければ年金を受け取ることができません。しかし、所得が低く保険料を納めることが困難な方のために保険料免除制度があります。

## 国民年金のメリット

### 老後を支える終身保障!

「老齢基礎年金」が受け取れる一生涯の保障です。

### 万が一の障害や遺族も保障!

老後だけではなく現役世代の保障も充実しています。

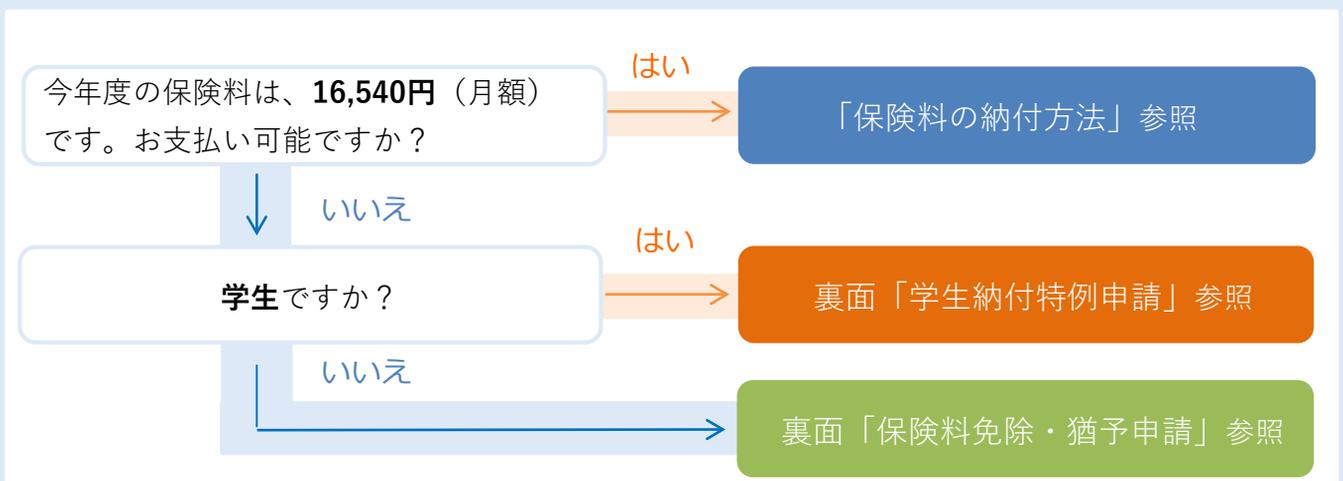
### 保険料が控除!

納めた保険料の全額が所得から控除されます。

### 基礎年金の半分は国（税金）が負担!

基礎年金の半分は国（税金）から支払われています。

- 加入後に必要な手続きについて、以下のフロー図から、確認をお願いします。



# 国民年金保険料の納付方法

国民年金保険料は支払方法が選べます！



(1) 納付書



(2) 口座振替



(3) クレジット

- 保険料を早めに納めること（前納）により、保険料が割引になります。
  - \* 前納制度と口座振替をセットにすることで、さらに割引になります。
  - \* 20歳到達月からの前納を希望する場合は、お早めに年金事務所へご連絡ください。
- 定額の保険料に月額400円の付加保険料を上乗せして納めると、将来の老齢基礎年金に付加年金が加算されます。付加年金額（年額）は「200円×付加保険料を納めた月数」で計算し、2年以上受け取ると、支払った付加保険料以上の年金が受け取れます。
  - \* 20歳到達月からの付加保険料の納付を希望する場合は、お早めに<sup>※</sup>市（区）役所、町村役場または年金事務所へお申し込みください。
  - ※誕生日の前日以降、申し込みができます。

## 学生納付特例制度

- 前年所得が基準以下の学生を対象とした、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

### 学生納付特例制度のメリット

- ・老齢基礎年金を受け取るために必要な期間(受給資格期間)に算入されます。
- ・病気やけがで障害が残ったときに、障害基礎年金を受け取ることができます。

### ■対象になる方

大学（大学院）、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校<sup>※</sup>に在籍する学生等で、ご本人の前年所得が基準以下の方です。

※学校教育法で規定されている修業年限が1年以上の課程に在学している方

保険料を納められないときは、未納のまま放置せず必ず学生納付特例を申請しましょう。

## 免除・納付猶予制度

収入の減少や失業等により、国民年金保険料を納められない場合があります。しかし、保険料を未納のままにしておくと、将来の年金（老齢年金）や、「障害基礎年金」や「遺族基礎年金」を受け取ることができない場合があります。そのような状況を防ぐため、保険料を「免除」または「猶予」する制度があります。

詳しい内容は日本年金機構ホームページでご確認できます。